

三芳町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、三芳町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 町長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び協議事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

2 会議は、町長及び教育長並びに教育委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、町長及び教育長のみでも成立するものとする。この場合において、町長は、会議内容を速やかに他の構成員に周知しなければならない。

3 会議の議事進行は、政策推進室が行う。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は、法第1条の4第6項に定めるもののほか、三芳町審議会等の会議の公開に関する指針（平成21年三芳町告示第28号）によるものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、政策推進室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。